北東アジアの海をめぐる国境漁業の現状

濱 田 武 士

ただ今、ご紹介いただきました北海学園大学、濱田でございます。ご紹介いただいた通り、漁業を専門にしておりまして、もっぱら社会科学の分野から研究しています。主に経済問題が主ではございますが、漁業の問題をやるときに、どうしても国と国の問題もやらざるを得ないということで、この間といいますか、特に新日韓漁業協定が締結された後に、国内の事情あるいは韓国の事情がどうなっているのかということで現場を歩いてきました。それから中国、台湾あるいはロシアも含めて、日本周辺海域の漁業問題を調査してきました。

今日は北東アジアとのこと。ただ、北東アジアはどこまでが北東アジアなのかがあまり 分からないまま、そのことを聞かないで安請け合いしてやってまいりました。ですので、 皆さんの議論とどこまでかみ合うかというのは、いささか心配なところはありますが、素 直にやってきた内容をお話しさせていただきます。

この研究会は、市民向けにと聞かされました。深入りしないで、あくまで国境漁業の現状というところでお話しさせていただきます。本当は歴史的経過からしっかりやらないと、それが伝わらない部分があるのですが、現状ということでお話しさせていただきます。それで、どういう切り口で話せばいいかと考えたのですけれども、国境だけに、境界という問題にある程度、視点、論点を絞らなくちゃいけないと考えました。

そこで漁業を見るとき、縄張り争いというものが出てくるのではないかと考えました。 実は、漁業の世界をみるときこれに尽きるところがありまして、境界をどう画定するか ということは別に国境だけの問題じゃなくて、漁業全般にあります。

陸上でも境界が画定されていたとしても、例えばお隣同士で家の騒音でもめることがあります。境界が画定されているからといって利害対立がなくなるわけではないというのは、皆さん、生活の中でもお分かりだと思います。

海の上というのは特に境界画定があろうが、なかろうが、常にこの対立、紛争関係があります。例えば漁業権です。水産行政では集落を漁業地区という単位で見ています。漁業地区が管轄している海が、漁業地区の縄張りであり、そこに漁業権というものが設定されています。

つまり、漁業地区間で漁業権の境界線をめぐり対立、紛争がありまして、江戸時代から 決められたルールをいまだに使っているところもありますし、ここからここまではうちの 村の縄張りだということで、昔の力関係が今にも引き継がれています。どうして隣の村の やつらがここまでくるのかみたいな、こういう不満が日本沿岸の中ではいっぱいあります。

県と県の間でも、ここは我が方の県の水域だと言って、お互いに隣の県同士仲が悪いというケースがいっぱいあります。島根県の場合では隣の鳥取県との間で、いまだにそういう問題がありますし、瀬戸内海に行ったらむちゃくちゃややこしくなりますね。淡路島は兵庫県ですね、向かいに徳島県、和歌山があります。ずっとこの3県でもめております。

境界域の争いを細かく見ると、漁業者集団間の問題であったりするわけですね。例えば 底引き網、底刺し網という漁法がありますけれども、この2つの漁法は相性が悪く、底引 き網は船を走らせながら漁をするし、底刺し網は網を設置して漁をします。しかも、狙う 魚が同じなので、この2つの間で縄張り争いが発生します。常に漁場紛争というのがつき まとうのです。

こういったさまざまな縄張り争いの結果、国内では漁場調整が行われます。地図で海を見ても目には見えないですけれども、けんか腰の漁業調整の結果でいろいろな境界線が引かれています。ここからここまでは底引き網が入ったらだめですよとか、巻き網はここから中に入っちゃだめですよという、こういう線がいっぱい引かれているのです。

ただ、こういった線引きがあったとしても紛争は絶えませんし、それと対立する両者が 主張する水域が重なっている場合というのは、もう仕方なく、そこは両者の入り会いの水 域にするということになっています。

例えば島根県と鳥取県の間では、島根県は、より東の方に線を引きたがって、鳥取県は、より西の方に線を引きたがる。だから、両県が主張する水域で重なる水域、つまり両県の漁業者が入り会う境界水域については、両県の入会水域ということになり、両県の間でルール作りが行われます。

このように漁業に関して海をめぐって、常に縄張り争いがあって、その中でいつも対立、 紛争をどう解決していくかという課題があり、それは政治問題にもなる。しかも、集落と 集落、県と県、国と国との間にも、分け隔てなくあるということを皆さんには理解してい ただきたいです。またそういう視点で漁業を見ていただきたいと思います。

さて、日本の漁業水域というのは、図1のように排他的経済水域が設定されております。太い線のところです。あくまでこれは日本が主張しているということですけれども、1977年に漁業専管水域として引かれた線です。

日本の立場はそうなのですが、例えば韓国との間、あるいは中国との間では、お互いに主張が異なっていますので、いろいろな政治的な交渉もあって、結果的には日本は日本海のところに図1で示されるような線を引いていても、日韓暫定措置水域という水域がでてきます。これは両国の漁業者の入会水域になっているのです。つまり日本と韓国の両政府が管理する共同水域になっているのです。中国との間は、日中暫定措置水域、あるいは日中中間水域ということがあります。

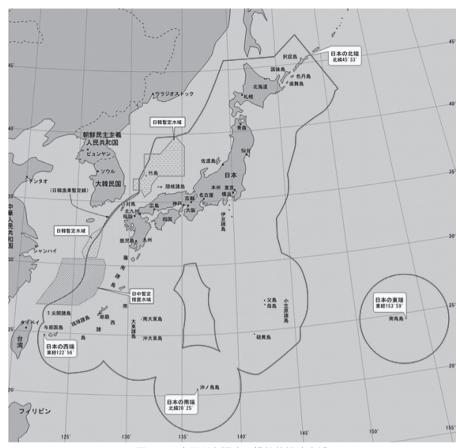


図 1 日本国が主張する排他的経済水域 出所:全国漁業協同組合連合会

あとは、図1には書いていませんけれども、日本の主権が及んでいる水域とはいえ、尖閣諸島の周辺水域に台湾の船が入れる、台湾の船だけ適用除外されている水域があったり、もっと言えば、沖ノ鳥島は領土じゃない、あれは岩だということで、しょっちゅう中国の船とか台湾の船が入ってきて日本の取締り船が拿捕したり、追い出したりということをしております。非常に危ういところになっています。

図1では、日本は明確に境界線はここだと言って書いていますが、北方領土水域(図2 に示される中間ラインより右側)は、日本の主権が及んでいるとは言えない水域でして、 むしろロシア当局が管理している状況になっています。

図2のように北海道の根室管内沿岸部と国後島、あるいは貝殻島との間には中間ラインというのが引かれております。第2次世界大戦後、GHQが日本全国にマッカーサーラインという線を引きました。日本の船はそのラインから出るなと。そのときに引かれたのがこの中間ラインで、ソ連軍がそこまで進出してきたところです。北方領土の西側に引かれた線より東側は、事実上、日本の漁船は自由に入れないということになりました。



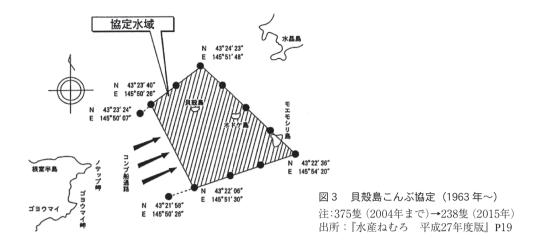
出所:著者作成(外務省『わられ北方領土 資料編 2015年版』P4を下敷きにした)

日本の主張する排他的経済水域とはいえ、事実上はロシアの管理下です。日本の漁船は、 民間協定とか、政府間の交渉、協定など4つの協定があって、北方領土水域やロシア水域 に入っています。

北方領土水域においては、日本としては自分たちの海だと主張しているのですけれど も、結局は、ロシア側の許可が必要になっていて、さらに許可が必要というだけじゃなく て有償枠や、漁獲量も決められています。

1隻当たりの漁獲量が漁業種ごとに決められています。それに合わせて協力金とか入漁料という形で、日本の漁業者がロシア側に支払っています。ロシア側にとっては当然こういうことが外貨稼ぎの手段にもなっているということです。

もう少し詳しく見ますと、北海道の根室の納沙布岬という一番先端、ここから何キロか行ったら貝殻島というのがあります。ここはもともとこの辺の漁民たちのコンブ漁の伝統的漁場だったということもあります。中間水域や中間ラインがここはありますから、当初は入りづらい状況の中で、越境して捕ったりしていたのですけれども、1963年(昭和38年)以降、しっかりとした協定の中で行けるようになって、今、現状に至っています(図3)。



ただし、最近は入っている船がピークの375隻から238隻まで落ちています。採取金という形でロシアにお金が支払われています。

これ以外にも北方領土水域で日本の漁船が操業できる枠組みというのはいくつかあります。

北方領土の周辺水域としては、図4に示す北方四島操業枠組み協定があります。これは1998年に発効しています。国連海洋法条約にロシアも批准して、しっかり200カイリをやりますと言った後です。この水域をめぐっては日本の船が越境操業も多かったこともあり、日本サイドにある程度管轄権を持たせてやりましょうということになりました。安全協定とも言われています。

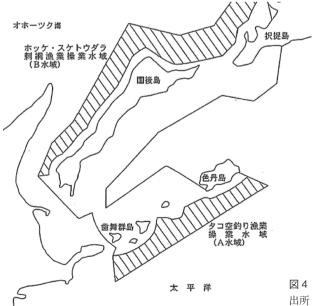


図4 北方四島操業枠組協定(1998年発効) 出所:『水産ねむろ 平成27年度版』P22

ただ、タコとかスケトウダラとかホッケとか魚種ごとに捕れる数量は決まっていて、1 隻当たりの捕れる数量を決められています。そのうえ、資源保護協力金ということで、お 金も払っています。決して堂々と入っているわけではなくて、ロシアの警備艇等にかなり 監視されて入っているという状況です。

もう少し広くみると、日ソ地先沖合漁業協定というのがございます(図5)。この北方 領土水域から線を引いた、ここまではロシアの水域だというロシア側の主張水域に日本の 漁船が入れるというもので、他方ロシア側の船も日本の200カイリに入ってくるという、 相互入漁の協定になっています。日本の船がこっちに入る分、ロシアもこっちに入れます という、こういうバーターみたいなものなのですけれども、そういう協定の中で日本の漁 船が入っています。

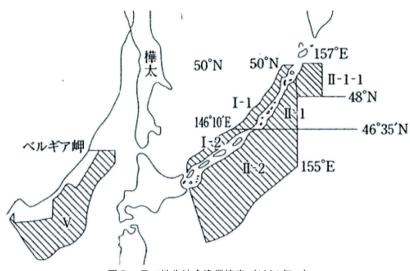


図5 日ソ地先沖合漁業協定(1984年~) 出所:『水産ねむろ 平成27年度版』p.18

表1 有償枠の状況

2012年	5,098 トン	45 隻	2億1,148万円
2016年	1,044 トン	22隻	3,368 万円

出所:『水産ねむろ 平成27年度版』p.18

表 2 2016年の漁業割当

	相互入漁枠	有償枠	
スケトウダラ	500 トン	129 トン	
マダラ	1,108 トン	190 トン	
サンマ	53,020 トン	350 トン	
イカ	7,309 トン	14 トン	
その他	1,518 トン	361 トン	

出所:『水産ねむろ 平成27年度版』p.17

ただし、ロシアが日本に入ってくる船の数とか、捕っていく漁獲量もそんなに多くなく、日本がロシア水域に入りたいという意向の方が強いです。そのこともあって相互入漁でお互いにバーターしている量だけではなくて、お金を払ってさらに捕らせてくれという形で、有償枠というものが運用されています。有償枠は、2012年、総額2億円ぐらい払っていました。今年はもうずいぶん船も減りました。有償枠の価格がつり上げられてきたので、3,368万円で22隻しか入らないという状況になっています(表1、表2)。

あとは、伝統的にロシア海域に入っていたサケ、マスです。カムチャツカの北側の方まで行って捕っていました(図6)。これは、一応漁業交渉の中で勝ち取っていくわけですが、ただし、資源管理上、捕る量も減らされ、あるいはお金の漁業協力金もつり上げられて、日本の漁船はだんだんとロシア側に入ってサケを捕りに行く気力を失っていました。20年の実績を見てみると、ずいぶん減ってきて、去年は19隻とかなり減りました(表3)。

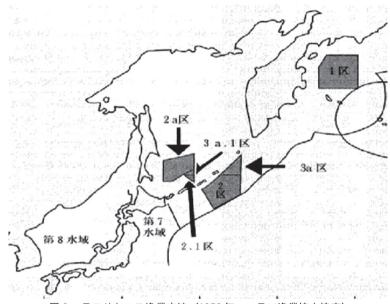


図6 日ロサケマス漁業交渉(1956年~:日ソ漁業協力協定)

注:2015年の漁業協力費は、2億6,405万円~3億6千万円。また、2016年1月からロシア水域における流し網漁の操業禁止。

出所:『水産ねむろ 平成27年度版』p.16

表3 漁獲割当量の推移

		ロシア 200 海里	66 隻	20.790 1.37
-	1992年	ロン / 200	00 吳	20,780 トン
		日本 200 海里	260 隻	2,819 トン
	2014年	ロシア 200 海里	38 隻	6,630 トン
4		日本 200 海里	43 隻	1,949 トン
	2015年	ロシア 200 海里	19 隻	1,961 トン
4		日本 200 海里	30 隻	2,050 トン

出所:『水産ねむろ 平成27年度版』p.15

サケ、マスというのは、河川で生まれ、海で育ち、河川に戻ってくる魚です。日本の200カイリ内で泳いでいる魚も、ロシアの方に帰っていくというものもあります。日本の200カイリ内だけれども、母川国主義ということで、ロシアの河川に戻るサケ資源については、ロシアの顔を立ててというか、ロシアの許可を得て捕る量を決められている部分もあるのです。

一方で、ロシア水域にはベニザケという日本人にとって大事なサケが捕れるわけですけど、日本漁船は、ベニザケほしさにロシア水域に入っています。ロシアはそれをだんだん 渋りだして、お金をつり上げるということもあり、漁獲量は減ってきました。

さらに昨年から急にこのカムチャツカ半島において定置網をやっている漁業者は、サケ 資源をめぐって刺し網業者と対立してきました。環境保護団体が流し網は野蛮だとして、 流し網の禁止を求めてきました。流し網は、魚の回遊ルートに網を浮かせて、その網に魚 が刺さるか、絡み、それを獲るというものなのですけれども、オットセイとかいろいろな 海棲哺乳類まで絡んでしまいます。ロシア政府は、環境保護上よろしくないということ で、ロシア水域内での流し網を禁止させたわけですね。

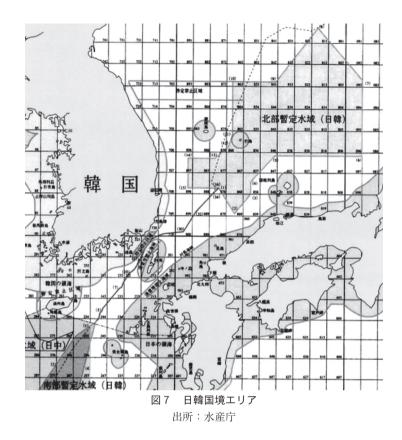
国内の法律で禁止させた以上、日本の船もできなくなりました。とうとう今年、2016年のロシア 200 カイリ以内の流し網漁がゼロ。本来今ごろ出漁しているときなのですけど、これがゼロになったということで、北洋の伝統あるサケ、マス漁は歴史が閉ざされたという状況になっています。

日本政府は、北方領土水域を自分たちの縄張りだと言っていても、実際はソ連時代から 相当きつい厳格な管理がなされていて、かつ、協定を結んだ水域ですら、韓国等の第三国 の入漁も認めていたりして、決して穏やかな水域ではありません。

それと1998年に発効した北方四島操業枠組協定でもありますけれども、これで入っている船も、日本が管轄権を持っているとはいえ、ロシアの警備艇が違反船については拿捕したり、銃撃したりします。日本の側の漁民が安心して、そこに入っていけるというものではない。銃撃による日本漁船員の死亡事故も発生しています。

要するに、日本の漁民にとっては、越境すれば資源が豊かで競争相手も少ないので、そっちに出掛けたほうがもうかるし、政治的にどうであろうとも、北方領土水域はそもそも自分たちが開発した漁場なのだから、入漁して何が悪いという感覚をもっているものだと思います。日本政府は日本の領土といっているのだから、海上保安庁も悩みどころだと思います。大変な水域であるということです。

次に、日韓の国境エリアについてお話しします。これに関連して浜田沖もいろいろな問題を抱えています。平成10年(1998年)の新日韓漁業協定締結において設定された水域です。



日韓暫定水域、改めて見ますけれども、図7のようにいびつな形をしています。竹島の 領有権問題がありましたが、それとは関係なく線引きされています。竹島がたとえ韓国の 領土だとしても、この辺に線が引かれるのに、より日本の水域に食い込んだような状況に なっています。何でこんな形になったのかということが、いろいろ取りざたされることも ありますが、密室政治交渉だったこともあって、それはなかなか表に出てこない。

ただ、当時の交渉をしたのが北海道選出の佐藤孝行議員だったということもあり、北海道に入ってくる漁船を閉め出すということを条件に、日本側に食い込んだのではないかという説があります。あくまで通説的な内容で公式に認められたものではありません。

この水域の問題も複雑です。この水域は、両者の共同水域であるということで、漁業協定内で、政府間できちんと委員会をつくって定期的に協議をして、資源管理措置を行うということが決められています。ところが、なかなかそういう措置が機能していないという問題がございます。

この水域は、共同水域とはいえ、韓国の船は韓国政府、日本の船は日本政府しか取り締まれない旗国主義になっています。当然、日韓の政府間でしっかりと資源管理措置が決まらないと、韓国政府も韓国の船を規制できないわけですが、ところが韓国政府側が政府間協議を拒んでいます。民間同士で解決すべきことだとして政府間交渉では資源管理措置の

ところまで話が発展しないのです。それゆえ、日本と韓国との間が、ぎくしゃくしたまま になっています。

この水域の中でいくつか優良漁場があります。例えば北の方に大和堆水域、あるいは隠岐の沖合の隠岐北方水域、それと浜田沖三角水域といわれているところですね。この隠岐北方水域、浜田沖三角水域は、常時、韓国の底刺し網という船が網を仕掛けたままです。そこに網を揚げては仕掛けて戻っていきますので、漁場を占拠している形になっています。7月、8月は休漁期に入るわけですけれども、そのときも海底清掃をするということで占拠をしてしまっているということがあります。

民間協議において日本にも、その海底清掃をやらせろ、つまり互いにここの水域を使えるように日本側がいろいろと民間協議を仕掛けているわけですが、そこは交渉が難航していて、隠岐北方水域は、時折、交代利用をすることもできましたけれども、一時的なものでした。

韓国の底刺し網というのは、網を設置して、そこで漁獲して、また設置するようなそういうものです。主にズワイガニをとっています。日本は、底引き網という漁法でズワイガニを獲っています。この漁法では、袋状の網を海底まで沈めて、引っ張ってズワイガニやカレイ類を獲ります。これはもともと国と国との間柄以上に漁法同士の相性が悪く、日本の国内でも、底引き網と底刺し網の紛争というのが絶えないのです。その上さらに国が異なるのですから、調整が難しいのは、当たり前の話です。韓国側は、その相性の悪さを踏まえているかのように感じます。

では、なぜ韓国側が漁場利用の主導権を握ってしまっているか、なぜ漁場を占拠できるか、が気になると思います。固定式底刺し網だというのもありますけれども、船の数が多いということがあります。

縄張り争いでどっちが優勢であるかというと、数が多い方が勝ちやすいということがあります。日本は経済的に衰退しているし、漁業も厳しい状況の中、そういう縄張り争いに負けやすい経済構造になっているというのもその裏側にあります。

ただし、一方で、ベニズワイガニを捕っているカニかご漁業については、同じ漁法だということもあって、歩み寄りがあります。韓国の固定式刺し網と日本の底引き網のような対立がないわけではありませんが、相対的には話し合いが進んでいます。

例えば日本の休漁期に韓国が併せてきました。日本の休漁期に韓国は漁ができたのです。 それゆえ、そのことから、徐々に両者の摩擦も取り除かれています。すべてが万事うまく いっているとは言いませんが、歩み寄りがあって、お互いにルールを共有しだしたという ところがあるのです。

民間協議もけんかばかりではなく、ある程度評価できるところもあると思っております。

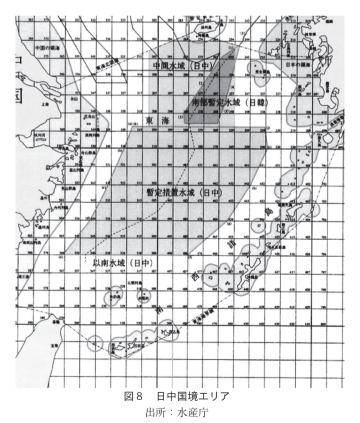
私は、韓国の漁業者からも、10年間に何度か通って話を聞きました。領土問題は、俺た

ちには関係ないとはっきりおっしゃっておりました。漁業者の利害だけで見たら、安心して操業ができるかどうかが、重要なのだということをおっしゃっておりました。

昔は、なかなか近寄れなかった韓国の浜の方も見せてくれるようになりました。当初、韓国に調査で行っても、何度も約束を反故にされました。韓国の知り合いを通じても、近寄らせてくれなかったです。しかし、徐々に、門戸を開いてくれて、今は、講演をしてくれと言われるようにもなりました。

続いては日中国境エリアです。これはまた変わった形をした共同管理水域、暫定水域があり、中間水域があって、この部分はまた韓国と中国とのややこしい水域でもあります。本当に複雑な水域です(図8)。

この水域がなぜこんな状況になっているのか。知られている経過は次のようなものです。まず中国側の当初の主張です。自分たちの排他的経済水域は、大陸棚に併せてここ(沖縄近辺)までというものです。それに対して日本は、地理的中間線を主張しました。大きな隔たりがあり、お互いにかみ合わない。その内容の妥協点ということで、暫定水域の線がここに落ち着いたようです。なぜ、この線に落ち着いたのか、秘密交渉で明かしてもらえないという状況です。



- 151 -

この水域においても、日韓漁業協定と同様、日中の間で漁業共同委員会をつくって、定期的に協議をしています。主に過剰漁獲を改善しようというもので、漁獲量とか漁船数を毎年設定して達成できたかという確認をしています。そのなかでは、中国政府は毎年設定した漁獲量、漁船数の削減目標を達成したと報告しているようです。日韓の関係と比較して穏やかな会議で、円滑に終わるようです。ただし、中国政府の漁業の管理能力は未知であり、本当に漁獲量や漁船数を削減できたかどうかは不明です。協議後の政府のプレス発表も非常にラフであり、どのような魚種がどれだけ漁獲量削減できたか、どのような漁船をどれだけ減らしたかが公表されておらず、総量のみの公表のみになっています。これでは専門家も判断できないです。実態は分からないというのが、現実です。

それに虎網という高能率漁法の漁船が2009年から急激しました。これは、東シナ海のサバ資源を大量漁獲できる漁法でして、光で集めておいて、その群れを自船で一網打尽にする漁船です。当初、2008年か2009年に確認されたこの漁船の数は、8隻か何隻だったといわれています。それが、わずか数年の間で200数十隻まで膨れ上がっているわけです。サバは国内需要向けにもなりますが、船内凍結できることもあり、むしろ輸出商材となっているようです。かつては2006年頃から日本はサバを、アフリカや東南アジアに輸出してきました。サバというのは国際商材なので、結構各国で売れるわけです。

ロシアや韓国にも輸出していました。また、日本で捕ったサバを中国に持っていって、 中国で加工してまた日本に戻すという加工貿易をもやっていました。

中国はそのようなサバ貿易を通じて、これは商売になるのだということもあって、急に 自分たちで捕りだしたと思われます。虎網という能率漁法を持ち出して、です。

今、なかなか中国の統計を手に入れることができないのですけど、少し前の統計を見る と、サバの輸出が急激に増えていました。要するに、輸出商材として外貨稼ぎの急先鋒と して、この虎網が増えたのではないかと推察されます。

当然、虎網はサバを漁獲していた日本の旋網とのトラブルメーカーになりました。それ 以後、この虎網漁船の管理強化が東シナ海では大きな課題となっています。ただ、中国政 府は制限しているということなのですが、許可のない船もかなりあるので、日本から見れ ば本当に進んでいるのかどうか分からないのです。

日本政府と中国政府との間の話では本当にやっているのか、やっていないかが分からないような状況な上、隣の国であっても中国の事情を、留学生に調べてもらおうとしても、 簡単に情報を入手できない。ちまたの情報は入手できても全体の状況というのはなかなか 得ることができなくて、日中漁業関係の整理ができず、非常に困っています。

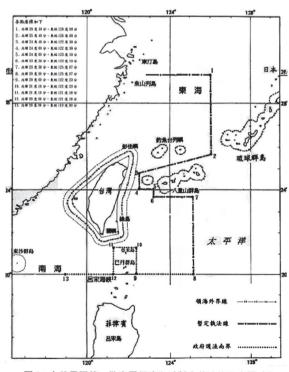
それと資源管理上の漁獲量を制限しているとはいえ、それがまったく分からない。日中 の漁業協議は資源管理をめぐってもめてないようですけど、機能しているかどうかという のも評価できない。

日中間では民間協議も進められています。安全操業体制について議論されています。お

互いの船があんまり接近しないようにしましょうという協定は結ばれました。ただ、これ は国際基準に沿ったものであり、特別な協定ではありません。

また何か問題が起こったときに見舞金を払いますという制度もできましたが、有名無実なものになっています。台風が来たら、中国の船が日本に避難してきます。そのときに日本沿岸には養殖場や定置網があるので、避難時にそれを壊していく問題がたびたび起こりました。ただし、こうした事故は、台風の後に分かるので、相手の船が特定できない場合が多いです。それゆえに、見舞金制度でこの問題が解決しないようです。

それでは次に台湾です。図9は日台の国境エリアです。これは尖閣諸島に関わるエリアとなります。この線は、台湾当局が主張している台湾の暫定執法線です。台湾当局は、2003年に、線のこちら側が台湾の水域ですよということを一方的に通告してきました。当然、日本は自国の漁業専管水域を引いていますので、台湾の主張は受け入れていません。ご存じの通り、尖閣諸島をめぐっては、2012年、国が所有することになりました。その経緯は、石原慎太郎元東京都知事が「都」で買うと主張したことで、慌てて、当時の民主党政権が国で買うということにしたのです。台湾当局や台湾漁業者は憤慨し猛反発しました。そして、尖閣諸島周辺海域で洋上抗議デモを行いました。日本の海保が尖閣諸島周辺海域へ駆けつけて放水をするなどしましたが、当然、簡単には治まりませんでした。



◆圖1:中華民國第一批專屬經濟海域暫定執法線示意圖(內 政部提供)

図9 日台国境エリア

出所:2015年3月18日、蘇澳区漁会において入手

(台湾当局が作成したものだと思われる)

それともう1つ。中国も抗議をしていました。このとき、中台連携つまり中国と台湾が連携して抗議するということになったのです。中台連携は、日本政府にとっては、外交上都合が悪い。それで、中台連携を阻止するかのように台湾と協議を進め、図10に示されるような海域を設定する「日台漁業取り決め」というものが結ばれました。あくまで日本国としては、台湾を国として認めてないので、これは国際協定ではなく民間協定となっていて、先ほどの先島諸島北側の暫定執法線で囲む水域のほとんど、つまり尖閣諸島周辺においては台湾漁船を日本の法令の適用除外とするという協定にしたのです。台湾漁船については日本のEEZ内のここまで入っていいですよという取り決めをしたということです。しかも、当初台湾が主張していた暫定執法線よりも先島諸島側日に境界((カ)、(オ)、(エ)で結ばれる線)が入り込み、東側に出っ張った三角水域((サ)から(ア)にくい込む水域)も認めてしまったのです。(シ)、(サ)、(コ)、(ケ)で囲む水域は特別協力水域ということで、漁具が流れてしまったときだけ取り締まらないという干渉水域になりました。

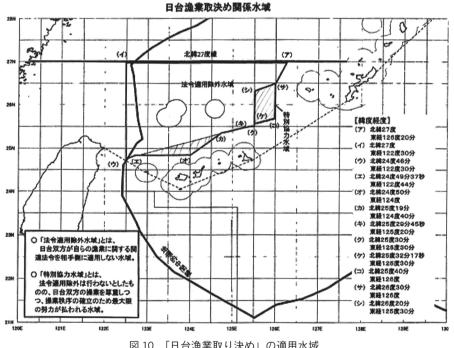


図 10 「日台漁業取り決め」の適用水域 出所:外務省

台湾側とすれば、尖閣諸島は日本の領土というのならば、中国と連携するという脅しのカードを使ったけれども、「日本が話し合おうと言うのならば」ということでテーブルに乗ってきたのです。ただ、台湾は尖閣周辺だけじゃなくて先島諸島南側も自由に入れるようにと、言ってきたわけですが、そこは、日本側が「そこは勘弁してください」と押し返したようです。

そのような、押したり引いたりの調整の中で、日本は、先島諸島南側水域を死守しましたが、尖閣諸島周辺の暫定執法線よりも日本側に適用除外水域などが入り込んだのは、ここがちょうどクロマグロの好漁場だったということがあるのです。その辺の台湾サイドの主張を受け入れる形で譲歩し、先島諸島南側を守る交渉を進め、日台漁業取り決めが結ばれたということのようです。あくまで日本サイドは日本の水域ですけれども、適用除外をしますという手段に出たのです。ただ、適用除外水域では、日本側が台湾船を取り締まることができない。国家間の共同管理水域でもない。ただただ、台湾の船だけは自由に操業していいですよというものです。

こういった問題が起こるまでの従前はどうだったのかというと、尖閣諸島周辺水域については台湾漁船をあまり取り締まっていなかったと聞きます。追い出すぐらいのことはやっていたようです。

中国政府からしたら台湾はうちの領土だということを言っていますし、台湾は中国とは違うが、尖閣諸島は我々の島だと言っていますから、非常にややこしい国際関係になっています。しかも、台湾の漁業者にとっては伝統的漁場だということもあります。

当然、12カイリ内へ入ってきたら領海侵犯なので拿捕しますけれども、尖閣諸島周辺で操業する漁船については手荒なことをしなかったようです。

今は適用除外という形になり、その水域については台湾漁船をにらみつけるということはないようですが、一方で、日本の漁船は、そもそも台湾の船の方が大きいし、数も多いため、勢力負けして、日本漁船がそこでゆうゆうとできるような状況ではないとのことです。しかも、適用除外で、境界線上で操業しているので、先島諸島系など、この周辺水域でもともと操業していた漁業者たちが操業できなくなったようです。つまり、漁場を奪われてしまったということです。

こういう悲劇があって、何とかそこはお互いにルールを作ろうということで民間協議を 毎年やっています。

ただ、私自身、台湾側にも行って台湾の関係漁業者とも会ってきたのですが、最初はなかなか訪問を受け入れてくれず、大変でした。先にも触れたように韓国に訪問したときも警戒されましたので、想定範囲内でした。ねばった結果、最終的には会っていただいて話を聞くことができました。

そこで聞かされたのは、先島諸島の南側に俺たちを入れないと、いつでも中国と連帯するぞという話でした。それは日本人へのメッセージでありましたが、決して脅しではなかたです。つまり、漁業者としては漁場がなくなるのは困ると、お前たちも分かるだろう、というものでした。日本の漁業者だって逆の立場ならそのようにいうのは分かるだろうと。

台湾の漁業者たちも、領土の問題よりも、自分たちが漁場を使える、そういうことの方が大事なのだということを言っていました。だからこの日台漁業取り決めについては、台湾のナショナリストの立場からすれば、なぜこんな妥協をしたのだというもののようです。

台湾の漁業者としては、先島諸島の北側だけとはいえ、ひとまず優良漁場を適用除外にさせることができて、勝ち取ることができたという感覚があるのですが、それを言うと、ナショナリストから何かとつつかれる、というのです。

以上、周辺国との縄張り争いの内実を簡単に説明させていただきました。

日本が実際に管轄している EEZ 内、もっと言えば、隣国との共有水域の内側にあたる水域でも、各国の漁船が入っています。相互入漁の枠組みで、です。具体的には、中国、ロシア、韓国の船が日本の水域内に EEZ に入っています。ただし、それらの水域においては、日本の EEZ 内ということで、日本の法令に従ってしっかり操業してもらわなくちゃいけないことになっていて、それは隣国も理解しています。しかし、実態からすると、水産庁の取締船が立ち入り検査をして拿捕もいっぱいあります。

協定締結前後は、拿捕が多発していました。拿捕件数は少し減りましたが、決して少な くありません。水産庁の取締船は常にその海域でうろうろして、船を見つけて立ち入り検 査とか臨検をしています。それと海上保安庁の船も出ています。海上保安庁の船は事件が 起こったら出ていくというタイプで、巡回もしていますが、事件が起こったら事件現場に 出るというものです。結構な数を取り締まっています。

漁船の臨検、拿捕だけではなくて、違法漁具の回収もあります。日本の水域に入って漁具を仕掛けて出ていって、それで漁具をまた日本水域に入って回収するというやり方です。 日本の取締船がそれを回収しています。この違法漁具の設置もなくならない。だいぶ減ってきたようにも見えますけれどもゼロにはならない。

かつては韓国、中国の近い水域の方が好漁場だったのですけれども、経済力を付けて漁 獲能力が高くなり、一方で日本漁業が衰退しているので、韓国、中国沿岸よりも日本の沿 岸の方がよくなってきたという見方があります。自国の水域では競合が激しいから、自国 ルールのない、日本海域に向かうのでしょう。越境操業する船が絶えない背景には、日本 と隣国との勢いの違いが影響していると考えられます。

水産庁の方も取締船を強化しています。取締船には、官庁船と傭船があります。官庁船はしばらくの間、6隻しかなかったですが、2年前に7隻にし、特に東シナ海の強化を図っています。予算も130億円を超えているというわけです。

あと、一昨年、昨年と話題になった宝石サンゴ漁ですね。日本の漁船だと高知県で若干やっている宝石サンゴと呼ばれるアカサンゴの漁ですね。非常に高く売れるものですけれども、これを、かなりの数の中国漁船が、日本の近海域、たとえば沖縄の海域や小笠原海域に現れて、捕っていきました。

宝石サンゴ地帯には、魚だったらマチという高級魚が棲息しています。魚にとってサンゴは大事な存在。また、その辺の漁場では、マチを釣っている漁師たちがなりわいを立てています。それゆえ、宝石サンゴを乱獲されるとマチ漁場も壊されます。日本の漁民に

とっては、宝石サンゴ漁は非常に脅威です。政府に対してはこの行為をやめさせてほしい と言い続けています。

ところが日中漁業協定では、この東シナ海における北緯27度以南、東経230度以西の水域というのは、軍事作戦状態といわれており、特殊な状態になっています。つまり、中国政府は、日本の船がそこに入ってきて、何か起こっても、それはお前たちのせいだぞという協定を結んでいるのです。だから事実上、北緯27度以南、東経230度以西の水域は、中国の漁船が入り放題なのです。

それゆえ、中国船が、沖縄の近くにやって来て宝石サンゴを捕りにきていたようです。 すでに取り尽くしたので、小笠原諸島の周辺水域にも入ってきて宝石サンゴ漁を始めたと 言われています。さすがに取締船が出動して、EEZの外側に追い出しましたが、隻数が 多くて、大変なことになっていました。

中国の国内法では、この宝石サンゴ漁が禁止になっています。中国の国内法では違法、禁止漁法のようです。ですから、中国政府に取り締まってほしいのですが、日本近海で捕って台湾で水揚げをするというのです。つまり、日本近海で捕って、中国に水揚げしないので、中国当局は、宝石サンゴ漁をする船を取り締まれないようなのです。

台湾では、宝石サンゴは非常に高い値段で売られているのですけど、宝石屋さんには、 日本近海に漁場があり、そこで捕獲しましたというような絵まであります。決して密売 ルートでもない、堂々としています。台湾で宝石サンゴを売っているところへ行ったら、 そういうものが見られるわけですよ。

日本としてはたまったものじゃない。宝石サンゴ自体を捕られることよりも宝石サンゴ 漁でガラガラと漁具で海底を引っかき回され、高級なマチという魚の棲息域が壊されてい ますから。そのような漁船が大量に出没することで、操業もできないし、日本の漁民にとっ ては本当に困った話なのです。

日中漁業協定の共同委員会で、対策を協議し、取り締まり強化を中国政府と約束しているのですけれども、なかなか現行犯にならないわけであって難しいようなのです。

次にいきます。日本は、国際資源管理という点では、隣国との政府間の協議でいろいろ やっていますけど、魚はいくら縄張りを設定しても泳いであっちへ行ったり、こっちへ 行ったりしています。したがって、縄張り設定だけで漁業が成り立つかといえばそうでは ない。各国が漁獲し出すと、回遊する資源については国際的に管理しなければならない意 味がなくなります。

それゆえ、世界の各海域では、地域漁業管理委員会が設置されています。各国が関係する地域漁業管理委員会に参加して、国際的に資源を管理しましょうという体制が進んでいます。特に欧米の海域では早くから進んでいました。国と国との間で捕り合いになって資源を枯渇させないためです。そこでは、お互いに捕ることができる総漁獲可能量(TAC)

を決めて、それで各国に割り当てて、その漁獲上限を守りましょうというものです。 こうした体制はアジアではほとんど進んでなかった。

しかし、ようやく NPFC という北太平洋漁業資源保存委員会というものが立ち上げられました。また、その前には2004年に設立された WCPFC というマグロの委員会があっただけです。NPFC は、去年から条約が発効され、日中韓、台湾、ロシアなどの国との間で、資源管理体制を一元化しましょうという内容で動き出しています。

これまでは、各国、つまり日本、韓国、ロシアでは、それぞれ自国内でTACという、 魚種ごとにここまで捕っていいよという上限を設ける資源管理が行われてきました。ただ し、魚種ごとにやっていても、日本、韓国、ロシアでそれぞれ行っているだけで、あまり 意味がなかったという問題があります。中国はTACすら設定されていません。

TAC 管理を自国でやっているだけにすぎず、隣国との連携がまったくないわけです。例えば、大西洋で言えば、北欧海域に関連する国々には1つの委員会、ICES という委員会がありまして、そこでサバはこれだけ、だから上限はここまでしか捕っちゃいけないから、あなたの国はどこまでで、あなたの国はどこまでという枠組みを決めて、各国で管理をするというやり方があります。しかし、日本近辺では、TAC のような漁獲可能量をやっていますけれども、全体をまとめる機関がなかったのです。

だからようやく新しい枠組みである国際委員会が始まりましたが、中国はまだ国内すら漁獲可能量の管理が行われていないのです。国連海洋法条約を批准していても、それに基づいた形で資源管理という沿岸国としての責任を負っていないのです。いや、できないという事情があるようなのです。

じつは中国には「三無船」という無許可船がたくさん存在していて、漁船管理、漁獲管理さえ十分にできていないのではないかというところがあるようです。しかるに、していないではなく、できてないというのが正しい理解だと思いますが、そういう中で、特に中国に対して今後資源管理体制をどうやらせていくかが大きな課題になっています。

もともと一国の政府が漁業を統治するのは非常に難しいわけです。日本も戦後すぐに食糧難で漁船がたくさん造られ、その中には無許可の船が沢山ありました。儲かるからです。しかし、戦後はマッカーサーラインも引かれたことがあって、船が過剰になり紛争が頻発し、資源を捕り過ぎて魚が捕れなくなるなどがあったのです。そして、減船もしましたし、マッカーサーライン撤廃後、それらの漁船の操業水域をどんどん外延的に広げさせました。要するに、国内の矛盾を外に持っていくということで、世界各国に船を広げていったのです。そして、そのことが中国あるいは韓国との国境の対立につながったわけです。

そうやって経済発展とともに外延政策、沿岸から沖合、沖合から遠洋ということで進んでいく中で、隣国とのトラブルにつながっていくわけですが、今まさに中国がそのような状況になっています。とにかく投機目的で漁船をつくり、あるいは仕事がないから漁船に乗るという人たちがいっぱいいて、国の近海域で発生したその矛盾を解消するのに、外に

持っていくというのは、ある種の漁業発展の経路だと思うのです。

だから、東シナ海で発生している虎網のトラブルだけでなく、三陸沖とか太平洋側にも 中国漁船がいっぱい回ってきて、サバを捕ったり、サンマを捕ったりしています。

そういう意味では、国内の矛盾を補うために漁場を外延化して、その先で他国の漁業とのトラブルを発生させるという経路を中国が辿り始めたといえます。韓国も、中国よりも、ちょっと先へ進んでいますが、以前は同じ経路を辿りました。

漁業の国内統治が非常に難しいのは確かです。

加えて日本の船が、台湾の船が入ってきてとても困っているのも含めて、例えば先ほどの先島諸島と尖閣諸島にマグロの船がいっぱい入ってくるというのも、同じです。実は台湾のマグロを捕っていた船が、ベトナムなどの海域に入っていて、しかしベトナムの漁業者が本格化して入れなくなったようです。かつて東アジア、東南アジアもあまり厳格な管理はされていなかったことで、台湾漁船はフィリピンにも入り放題入っていたというのです。しかしそれも厳しくなってきて、台湾の船が行き場を失っているようなのです。それで尖閣諸島側に来たというような図式が見え隠れします。そういう玉突き事故が起こって日本 EEZ 内への出漁機会が増えるという現象にも見えます。

さらに中国のトロール船が、北朝鮮の海域で許可を得てイカを捕っているようですが、 その途中で韓国の水域でついでに捕ってしまっているようです。韓国政府も困っているよ うですが、昨今イカ資源が減っているのはこれのせいじゃないかという話が日本国内で話 題になっています。

あとは南の方のカツオ漁です。ミクロネシア水域に日本の海外旋網漁船が入って一航海で2カ月ぐらい漁をします。ミクロネシアには、ヨーロッパの大きな船が入ってきたり、台湾の大きな船が入ってきたりしています。昨今、ミクロネシアの島嶼国が、乱獲防止のために入漁料をつり上げています。日本の漁船は、台湾やヨーロッパの漁船ほど大きくないため、入漁料が高すぎて利益がでない。そのため入漁を諦めているという話を良く聞きます。海外旋網漁業は唯一の優良遠洋漁業だったのですが、ここに来て曲がり角を迎えています。

日本の EEZ の外側で起こっている事態も含め日本の漁業は非常に厳しい。これはさっきロシアで流し網は禁止になって、もう入れなくなるという話にも通じます。

雑駁な話ですが、現状を縄張り争いという視点から見れば、勢力が弱くなっている日本は、当然、隣国との間の縄張り争いに負けています。

日本の EEZ 内にも入っていい隣国船も見逃せません。例えば韓国の船も結構、過剰漁獲をしています。立ち入り検査をしたら、何だ、いっぱい捕っているじゃないかと言って拿捕するケースもなかなか絶えません。北方領土では日本漁船がロシアに拿捕されている一方で、日本は韓国、台湾、中国漁船を拿捕しています。アジア諸国とは、かつて日本の

矛盾を隣国に向けて、紛争を繰り返したのですが、今は逆になっています。しかも、日本 漁業は構造不況に陥っており、活力が非常に弱く、漁船も少ないため、より劣勢に立たさ れていることも、縄張り争いに負ける状況を助長しています。

北東アジアの漁業勢力にも負けて、近場の海外漁場に行こうと思っても、ロシアで追い出され、ミクロネシアでも追い出され、いろいろな海外水域の漁場を日本は失っていっています。先発漁業国が、自国経済が発展して産業上の優先順位が低くなり、出漁水域の漁業成長および領土・水域管理厳格化されていくなかで、漁業権益を失っていく、ある種の経路だと私は思っています。

以上、まとまりのない話でしたが、話せる範囲で「北東アジアの海をめぐる国境漁業の 現状」をお話しさせていただきました。これで私の話を終わらせていただきます。どうも ありがとうございました。

(HAMADA Takeshi)